

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒343-
(ふりがな) さいたまけんこしがやし
住所 埼玉県越谷市
(ふりがな)
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

別紙

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が使用している無線局の中でも特に消防無線、救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動等に必要かつ重要なものであり、また、使用に際しては、非常に公共性の高い通信手段となっております。

上記のことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、市民及び住民に対する行政サービス維持の観点、視点からも適切な措置であると言えます。

電波を公物ととらえて、経済的価値を勘案した使用料を徴収することについては、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないと考えます。

このような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、~~強制する~~地方公共団体の財政状況をさらに圧迫するものあり、今後の消防無線、救急無線等のデジタル化移行に対して影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防無線、救急無線等に対する特例措置については、現行のとおりとして頂きたく意見を提出いたします。